

2021年(令和3年)12月6日(月曜日)

公契約条例順守に加点

東京都中野区は、公契約条例のたたき合をはじめた。工事、委託、指定管理委託を対象とし、工事は予定価格1億8000万円以上、委託は予定価格1000万円以上が適用範囲となる。事業者には労働報酬下限額以上の支払いを求める。工事の下限額は設計労務単価を、委託は区職員や同種労働者の賃金をそれぞれ

東京都世田谷区は、2020年度から施行予定の新たな入札制度に関する事業者向け説明会を23日から1月19日の間に計4回開く。公契約条例の順守を総合評価方式で加点評価するのみを区内事業者に周知する。試験案件の公告は22年2月から開始する見通し。

説明会の参加申し込みは1次が

15日まで、2次が27日まで受け付

け。対象者は区内と本店を営業所を開く建設工事業者。

新たな試験では、公契約条例に基づく労働報酬下限額の順守や労働環境整備の取組み状況を総合評価方式の評価項目に追加する。評価は合計で15点となり、過給金制度などの労働福祉制度配分で3点、建設業労働災害防止協会への木工事各5件程度、造園工事3件

中野区

公契約条例でたたき合

工事は1億80千万以上

東京都中野区は、公契約条例のたたき合をはじめた。工事、委託、指定管理委託を対象とし、工事は予定価格1億8000万円以上、委託は予定価格1000万円以上が適用範囲となる。事業者には労働報酬下限額以上の支払いを求める。工事の下限額は設計労務単価を、委託は区職員や同種労働者の賃金をそれぞれ

参考にして時間単位で定まる方針だ。21日から1月11日に予定する「アーリックコム」にて、1月24日には開いた事業者との意見交換会を踏まえて方向性を決定した。

工事の適用範囲は、事業者の事務負担を考慮して設定した。適用範囲の拡大について

は、「条例の適用状況を見て判断する」(経理課)としている。元請け・下請け・派遣の労働者や一人親方などの職人が対象になる。委託は人件費が大半を占める条件とする。

対象案件では、労働報酬下限額以上の報酬の支払いを求める。同時に、契約時と完了後

後に報告書の提出を求めることで違反した場合や虚偽報告

があつた場合は、立ち入り調査する。未払い分の賃金は早期の支払いを求め、是正措置に応じない事業者に対しても規定も設ける考え。

事業者に義務付ける労働報酬下限額は、事業者・労働者の団体と学識者で構成する公契約審議会を設置して協議する。条例の可決・制定後、22年度中に設置・審議する見通し。

世田谷区

2月試行へ23日から説明会

試行結果は22年度中に検証する

程度を予定する。
加入と同額のコペモスまたは「ンパクトコペモス認定」で最大4点を加点する。
ほかに、△建設キャリアアップシステムの登録▽男女共同参画やワーク・ライフ・バランス(WL)▽障がい者雇用▽若年者雇用▽各評価項目の達成難易度・達成への意欲▽各評価項目・配点に関する意見等についてアンケート

り。

説明会の日時と会場は次のとおり。

△12月23日午前10時=三茶Jやれなあとホール△22年1月14日午前10時=梅丘パークホール△同17日午後2時=三茶しゃれなあとホール△同19日午後6時=プライムホール。